「一之江四丁目南地区地区計画」計画書

計画決定 H15.10.23 江戸川区告示 405 号 計画変更 H22. 2. 4 江戸川区告示 27 号 計画変更 H28. 8. 1 江戸川区告示 482 号

名 称	名 称 一之江四丁目南地区地区計画					
位置	江戸川区一之江四丁目、一之江五丁目、一之江六丁目及び一之江七丁目各地内					
面積	約 6 . 8 ha					
地区計画の目標	 1 安全で安心なまちをつくる 一之江小学校や一之江駅への通学・通勤の安全性の確保、また車の通行や防災性の向上のために、地区内の主要な路線を整備し、暮らしやすく災害に強いまちの形成を図る。 2 住みやすさとにぎわいが調和したまちをつくる 住宅地であり児童も集まる一之江小学校周辺、商店街である今井街道沿道、幹線道路である環状 7 号線沿道の各街区において、それぞれにふさわしい建築物を誘導し、利便性の高い快適なまちの形成を図る。 					
区域の整備・開発及び保全	地区の特性に応じた市街地を形成するため、当地区の土地利用の方針を次のとおりとする。 1 住居街区 戸建て住宅と共同住宅が調和・共存し、一之江小学校に配慮した健全で良好な住宅地の形成を図る。 2 近隣商業街区 後背の一之江小学校や住宅地に配慮した健全な土地利用を促進し、商業・業務系施設の集積を図ることで、にぎわいある商業地の形成を図る。 3 環状 7 号線沿道街区 後背の一之江小学校や住宅地に配慮した健全な土地利用を促進し、地域拠点である一之江駅付近の幹線道路沿道にふさわしいにぎわいと魅力のある市街地の形成を図る。					
全に関すが地区施設のるを構の方針 方針	 1 細街路が多く、交通利便性、防災性の低いまちの改善のために、利便性・快適性・安全性を考慮して区画道路を配置し、利用度の高い主要な区画道路においては拡幅整備を図る。 2 公園・緑道等とネットワーク化し、ゆとりのある空間の形成を図る。 					

		を物等の の方針	2 敷地の細分化を防止すると 低限度を定める。 3 地区の特性に応じた街並み 4 良好な都市景観を創出する	「街地と、健全でにぎわいある商」ともに適正な土地利用を誘導し ・の形成を実現し、良好な市街地 ・ため、建築物等の形態又は色彩 ・み出す緑化に配慮するとともに	、良好な市街地環境の確保を図 環境の確保を図るために、建築物 その他の意匠の制限を定める。	るため、建築物の敷地面積の最 物等の高さの最高限度を定める。
	地区施設の配	種 類	名 称	幅員	延長	備考
			区画道路 1号	3.0m(6.0m)	約 40m	拡幅。幅員の()内は地区 外を含んだ全幅員を示す
地		道路	区画道路 2号	6 . 0 m	約 140m	拡幅
			区画道路 3号	6 . 0 m	約 2 1 0 m	拡幅
区			区画道路 4号	5 . 0 m	約 190m	拡幅
整			区画道路 5号	4 . 0 m	約 120m	拡幅
備	配置及び		区画道路 6号	4 . 0 m	約 50m	既存
計	び		区画道路 7号	4 . 0 m	約 50m	既存
画	規模		区画道路 8号	4 . 0 m	約 50m	既存
			区画道路 9号	4 . 0 m	約 80m	拡幅
			区画道路 10号	4 . 0 m	約 10m	拡幅
			区画道路 11号	4 . 0 m	約 30m	拡幅

	地区施設の配置及び規模	種	類	名				 面 積		
		۸.	画	地区	区公園 1 号 一之江馬場	見見		約 830 m ²		既存
		公	園	地[区公園2号 中央はなみ	▶ずき公園		約 240 m ²		既存
116		種	類	名 称		幅	員	延 長		備考
地	直及				緑道1号	4 .	0 m	約 50m		拡幅
	び規	その	1		緑道2号	2.0m(4 . 0 m)	約 2 1 0 m		畐。幅員の()内は地区 E含んだ全幅員を示す
	模	の公空地			緑道3号	4 .	0 m	約 100m		拡幅
X			' [緑道4号	4 .	5 m	約 60m		既存
					緑道5号	4 .	5 m	約 110m		既存
	区地分区		名	称	住 居 往	街区	近「	み 商 業 街 区	環	状 7 号線沿道街区
整	ַ ה ס		面積		約 3.	9 ha		約 1.7ha		約 1.2 ha
全		建築	物等	の用途	次に掲げる建築物は	t建築してはなら	ない。			
	建	の制	限		(1) 店舗、飲食店そ		, , , , , ,	287号線に接する敷地	(1) デー	
 備	築				るもので、その用 床面積の合計が 1		_ · · · · ·	の主たる用途を店舗・事務	, ,	ル、旅館で青少年の健全な
1/#					・ ・	, 5 0 0 111を辿入	・る 所等の	商業・業務施設以外の用途		損ない、周辺環境との調和
	物				(2) 事務所の用途に	供する部分の床	:面 とした:	もの	を逸し	たもの
	等				積の合計が1,50		の (2) デート	·クラブ		
計	に				(3) ホテルまたは旅 (4) ゴルフ練習場、		_{i 羽} (3) ホテル	v、旅館で青少年の健全な		
	関				場その他これらに		育成を持	員ない、周辺環境との調和		
	ਰ ਰ		(5) 倉庫の用途に供るの合計が200㎡を			はする部分の床面積 を逸した	たもの			
	-						た			
画	る				だし学校に付属す (6) 荷貨物集配所	るものを除く。				
	事				(0) 刊县物未癿川					
	項	建筑	物の)敷地面	90㎡とする。				1 0 0 m² ك	とする。
		積の最份			ただし、従前の敷地 面積を最低限度とする		場合で、その敷	地の全部を一の敷地として	使用する場	場合においては、当該敷地

地 区 整	建築物に	建築物等の高さの最高限度	幅員5m以上の道路に接する敷地の建築物の高さの最高限度は16m、その他の敷地にあっては10mとする。	幅員5m以上の道路(環状7号線を除く)に接する敷地の建築物の高さの最高限度は19m、環状7号線に接する敷地にあっては31m、その他の敷地にあっては13mとする。	環状7号線に接する敷地の建築物の高さの最高限度は31m、幅員5m以上の道路(環状7号線を除く)に接する敷地にあっては19m、その他の敷地にあっては13mとする。		
備	関す		ただし、建築基準法第59条の2第1項(総合設計)の規定に基づき許可を受けた建築物については適用しない。 また、最高限度を超える既存建築物の建て替えについては、既存の高さを超えない範囲内とする。				
計	る事	建築物等の形態又は色彩その他	本窓伽笠の名形は、刺激的な原名を渡は、落と美いた名詞又は叩てい名詞のものとすで				
画	項	の意匠の制限	建築物等の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着いた色調又は明るい色調のものとする。				
		垣又はさくの構 造の制限	道路に面する部分に設ける垣又はさくは、生け垣又はフェンス等に緑化したものとする。				

[「]地区計画の区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

(は知事協議事項)



